令和8年8月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年8月4日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社江ノ電バス（法人番号：1021001000300）　代表者　小山　幸一
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県藤沢市片瀬海岸1-8-16 （湘南営業所）神奈川県藤沢市宮前1
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項
（６）違反行為の概要	令和8年6月2日及び令和8年7月3日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年8月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和8年8月4日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社本牧運輸（法人番号：4020002019859）　代表者　今井　由紀
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県横浜市港南区芹が谷3-1-9 （横浜営業所）　神奈川県横浜市泉区中田南5-19-1
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
（６）違反行為の概要	令和8年5月18日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年8月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和8年8月4日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社コンガス（法人番号：4011301002432）　代表者　倉増　仁志
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都杉並区善福寺3-4-13-102 （本社営業所）　東京都杉並区善福寺3-4-13-102
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　160日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第20条
（６）違反行為の概要	令和7年11月13日及び令和7年11月26日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　16点 当該事業者の累積点数　16点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)。